

改正後	現行
<p><u>いては、2の(1)の㉒の規定を準用する。</u></p> <p>(5) 療養介護サービス費 ①～⑦ (略)</p> <p>⑧ <u>福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取扱いについて</u> <u>報酬告示第5の8の福祉・介護職員等特定処遇改善加算につ</u> <u>いては、2の(1)の㉒の規定を準用する。</u></p> <p>(6) 生活介護サービス費 ①～⑯ (略)</p> <p>⑰ 就労移行支援体制加算の取扱いについて (一) 報酬告示第6の13の2の就労移行支援体制加算については、生活介護を経て企業等（就労継続支援A型事業所は除く。）に雇用されてから、当該企業等での雇用が継続している期間が6月に達した者（以下「就労定着者」という。）が前年度においている場合、利用定員に応じた所定単位数に前年度の就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。 <u>なお、生活介護を経て企業等に雇用された後、生活介護の職場定着支援の努力義務期間中において労働条件改善のための転職支援等を実施した結果、離職後1月以内に再就職し、最初の企業等の就職から起算して雇用を継続している期間が6月に達した者は就労定着者として取り扱う。</u></p> <p>(二) (略)</p> <p>⑱ (略)</p> <p>⑲ <u>福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取扱いについて</u> <u>報酬告示第6の16の福祉・介護職員等特定処遇改善加算につ</u></p>	<p>(5) 療養介護サービス費 ①～⑦ (略) (新設)</p> <p>(6) 生活介護サービス費 ①～⑯ (略)</p> <p>⑰ 就労移行支援体制加算の取扱いについて (一) 報酬告示第6の13の2の就労移行支援体制加算については、生活介護を経て企業等（就労継続支援A型事業所は除く。）に雇用されてから、当該企業等での雇用が継続している期間が6月に達した者（以下「就労定着者」という。）が前年度においている場合、利用定員に応じた所定単位数に前年度の就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。</p> <p>(二) (略)</p> <p>⑱ (略) (新設)</p>